㈢　区分４	707単位
㈣　区分３	620単位
㈤　区分２	456単位
㈥　区分１以下	397単位

⑵　注３に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	820単位
㈡　区分５	704単位
㈢　区分４	622単位
㈣　区分３	536単位
㈤　区分２	371単位
㈥　区分１以下	321単位

⑶　注４に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	769単位
㈡　区分５	652単位
㈢　区分４	571単位
㈣　区分３	485単位
㈤　区分２	321単位
㈥　区分１以下	277単位

６　平成33年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき次に掲げる単位数を算定する。

⑴　注２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	693単位
㈡　区分５	646単位
㈢　区分４	613単位

⑵　注３に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	608単位
㈡　区分５	562単位
㈢　区分４	529単位

⑶　注４に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	557単位
㈡　区分５	511単位
㈢　区分４	478単位

７　平成33年３月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第１項又は第２項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の⑴から⑶までの場合に応じ、それぞれ１日につき、次に掲げる単位数を算定する。

⑴　注２に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

㈠　区分６	601単位